

SNSを活用した消防団充実強化事業業務委託仕様書

本仕様書は、栃木県（以下「甲」という。）が委託するSNSを活用した消防団充実強化事業に係る業務を受託する者（以下「乙」という。）の業務について、必要な事項を定めるものである。

1 委託業務名

SNSを活用した消防団充実強化事業業務

2 業務の目的

栃木県公式LINEに消防団メニューを追加し、①特に若年層に対して消防団の魅力を広く発信するとともに、②「栃木県消防団応援の店制度」の利便性の向上を図ることにより、消防団活動に対する理解促進や加入促進を図る。

なお、本事業は「輝くとちぎの人づくり推進基金」を活用して実施するものである。

3 委託期間

契約締結日から令和6（2024）年3月25日（月）まで

4 本仕様書の取扱い

本仕様書は、企画提案用であり、企画提案競争後、甲は乙と協議を行い、協議が整った場合は、仕様書を乙の企画提案内容に合わせ修正の上、契約を締結する。

5 委託業務内容

乙は、以下の業務を実施するにあたっての業務スケジュールについて常時甲に報告するものとし、甲による複数回の内容確認及び修正指示の機会を設けるものとする。

（1）消防団魅力発信サイトの制作

特に女性や若者が消防団の存在を意識するとともにイメージの向上につながるよう、消防団の魅力ややりがい、活動内容等について乙が企画し特集したwebサイト（以下「消防団魅力発信サイト」）を制作し、公開する。

なお、本事業において制作する消防団魅力発信サイトは、栃木県公式LINEに今後追加する消防団メニューのボタンをタップすると誘導される形を想定している。

（2）「栃木県消防団応援の店」制度の利便性向上

ア 甲が実施する「栃木県消防団応援の店」制度に登録されている店舗について、サービス内容と店舗の住所を確認できる検索フォームを（1）の消防団魅力発信サイト内に制作する。

なお、検索フォームには最低限店舗名・サービス分野・店舗の住所地のエリアから検索できるようにすること。

イ 検索フォームへの店舗の追加やサービス内容や店舗住所の変更など掲載内容の修正や更新については、甲の端末を使用して甲が管理者画面等から修正できるようにすること。

ウ 県内消防団員が、「栃木県消防団応援の店」制度に登録された店舗を利用する際に店舗に掲示する紙の利用証に代わり、団員のスマートフォンなどを活用して店舗のサービスを利用できる仕組みを構築し、利用回数についても集計すること。

利用の仕組みとしては、(1) 消防団魅力発信サイト内のメニューからパスワードを入力して店舗に表示するものを想定しているが、よりよい提案があった場合はこの限りではない。

(3) CMS の構築

ア 最新の情報を随時提供するために、サイトの運営について専門的な知識がない者でも情報更新を行うことができるよう、サイトには原則として全てのページに CMS を導入すること。なお、デザインの更新に関しては乙が行うこととするが、テキストや画像、表、添付ファイル、リンク等の簡易な更新は、甲の端末を使用して甲が管理者画面等から修正できるようにすること。

イ 導入する CMS はサポートが受けられる製品であることを前提とするとともに、使用期間、利用者数、バージョンアップ等により、ソフトウェアライセンスの費用が増額とならないようにすること。

ウ CMS ソフトウェアに必要なセキュリティパッチを適用し、脆弱性が発見された場合は、速やかに対応すること。ウイルス対策ソフトウェアは常に最新の定義ファイルに更新すること。

エ 5 (1) の対応プラットフォームにおいて、支障なく利用できること。

オ 事前に更新方法のシミュレーションを甲と共に行い、仕様を決定すること。

カ 付与した ID によるログイン履歴は 1 年間保持すること。

(4) 操作マニュアルの作成

CMS の操作マニュアルを作成すること。

6 システム要件

(1) 対応プラットフォーム

利用者の閲覧ブラウザは Internet Explorer (11 以降) 及び Microsoft Edge、Google Chrome、Firefox、Safari 等の最新版、OS (バージョン) は Windows (8.1、10 以上)、Mac OSX (最新バージョン)、Andoroid (6 以上)、iOS (12 以上) に対応し、パソコン、

スマートフォン、タブレット等も含む媒体で正常に表示すること。
また、委託期間中のプラットフォームのアップデートに対応すること。

(2) 甲の操作環境

インターネットを経由してブラウザのみで利用可能とし、専用ソフトウェアのインストールが不要なシステムとすること。なお、甲のPCは(1)の要件全てを満たす環境で作成・更新・管理業務が行えること。

(3) CMS サーバーへの接続

甲のPCからCMSサーバーへの接続の際は、ID、パスワード認証にてログインを行うこと。

(4) ライセンス費用

ユーザー数やページ数の増加による追加のライセンス費用が発生しないこと。

(5) ユーザーアビリティ要件

ア 画面の構成について、何をすればよいかが見て直ちにわかるような構成にすること。

また、無駄な情報、デザイン及び機能を排し、簡潔でわかりやすい画面にすること。十分な視認性のあるフォント及び文字サイズを用いること。

イ 操作のしやすさ、わかりやすさについて、無駄な手順を省き、最小限の操作、入力等で利用者が作業できるようにすること。

ウ 指示や状態のわかりやすさについて、操作の指示、説明、メニュー等には、利用者が正確にその内容を理解できる一般的な用語を用いること。

エ 利用者が操作、入力等を間違えないようなデザインや案内を提供すること。また確認画面等を設け、利用者が行った操作又は入力の取り消し、修正等が容易にできるようにすること。

(6) アクセシビリティ要件

特定のブラウザやバージョンに可能な限り依存せず、スマートフォン、タブレット、PC等の環境に可能な限り影響されない、レスポンシブデザインとすること。

(7) 信頼性に関する事項

完全性要件は、次の要件を満たすこと。

ア 機器の故障に起因するデータの滅失や改変を防止する対策を講ずること。

- イ 異常な処理等を検出し、データの滅失や改変を防止する対策を講ずること。
- ウ 処理の結果を検証可能とするため、ログ等の証跡を残すこと。
- エ データの複製や移動を行う際にデータが毀損しないよう保護すること。また、データの複製や移動を行う際にその内容が毀損した場合でも、毀損したデータ及び毀損していないデータを特定するための措置を行うこと。
- オ トランザクションは一貫性及び整合性を維持するために十分な排他制御が行われていること。

(8) 拡張性に関する事項

必要に応じて機能・性能の拡張が可能であるように柔軟性を持った設計・開発方針とすること。

(9) 上位互換性拡張性に関する事項

クライアント OS のバージョンアップに備え、OS の特定バージョンに依存する機能が判明している場合は、その利用を最大限控えること。また、クライアント OS のシステムアップデート等に伴う対象動作環境の変更については、必要に応じて甲と協議を行うこと。ブラウザ及び実行環境等のバージョンアップの際、必要に応じて、テストツールを用いて、必要なテストを実施し、バージョンアップに対応可能なものとする。

(10) 中立性に関する事項

- ア 提供するハードウェア、ソフトウェア等は、特定ベンダの技術に依存しない、オープンな技術仕様に基づくものとする。
- イ 提供するハードウェア、ソフトウェア等は、オープンなインターフェースを利用して接続又はデータの入出力が可能であること。
- ウ 他事業者を引き継ぐことが可能なシステム構成であること。特に、クラウドサービスについては、乙とクラウドサービス事業者との間のサービス契約を、乙以外の者に引き継ぐことができるものとする。

(11) 情報セキュリティに関する事項

ア リスクの概要と対策

乙は、本サイトに係る情報セキュリティ上のリスクを洗い出し、リスクに見合った適切な情報セキュリティ対策を講ずること。乙の提案に基づき、甲と協議の上決定すること。

イ 情報セキュリティ対策要件

本調達の実施に係る情報セキュリティ対策の検討、実施に当たっては、保有する情報資産を、認可されていない第三者アクセス、改ざん及び漏洩や盗聴等から保護し、許可

された利用者による適切な利用を確保するため、次の内容を踏まえ設計すること。

(ア) 情報セキュリティ機能の装備

サイトに対するアクセス、ウイルス・不正プログラム感染等、インターネットを経由する攻撃、不正等に対し、通信の暗号化等、必要な対策を講ずること。

(イ) 脆弱性対策の実施

脆弱性対策を行うとした機器及びソフトウェアについて、公表されている脆弱性情報及び公表される脆弱性情報を把握し、サイトを構成する機器及びソフトウェアの中で、脆弱性対策を実施するものを適切に決定し、実施すること。

(ウ) 情報セキュリティ対策の履行状況の報告

本調達に係る業務の遂行における情報セキュリティ対策の履行状況について、甲から本調達仕様において求める情報セキュリティ対策の実績についての報告を求めた場合には速やかに提出すること。

(エ) 再発防止策

乙は、情報セキュリティ事故が発生した場合は、速やかに、あらかじめ定められた一次対応を行った上で、原因の分析及び再発防止策の検討を行い、甲に報告し、承認を得た上で再発防止策を実行すること。

7 成果物の納品

(1) 成果品

- ・ システム一式 (CMS 一式)
- ・ デザイン設計書・デザイン案一式
- ・ システム構成図 (サイト構成図)
- ・ 業務完了報告書
- ・ 議事録

電子媒体の成果物は「Microsoft Windows」で読み込み可能な CD-ROM もしくは DVD-ROM とすること。ただし、メディア納品が適切でない大容量データ等の場合は、甲と協議のうえで納品手段を決定する。

(2) 提出場所

栃木県危機管理防災局消防防災課

8 その他

- (1) 本事業における成果物の著作権及び二次的著作物の著作権（著作権法第 21 条から第 28 条に定める全ての権利を含む。）は、乙が本業務の実施の従前から権利を保有していた等の明確な理由によりあらかじめ提案書にて権利譲渡不可能と示されたもの以外は、全て甲に帰属する者とする。

- (2) 本事業の実施に当たっては、本仕様書の範囲内において、甲と乙が協議を重ねなが

ら実施するものとする。

- (3) 本事業の実施に係る全ての業務を一括して他の団体に再委託することはできない。他の団体と連携して事業を実施する場合は、実施計画に役割分担等を記載すること。
- (4) 乙は、業務の処理に当たっては、他人の名誉、信用、プライバシー権、その他の権利を侵害しないよう留意するとともに、個人情報の取扱を適正に行うものとする。
- (5) 乙は、本事業で知り得た秘密をみだりに他に漏らし、又は委託業務以外の目的に使用してはならない。委託期間が終了し、又は委託契約が解除された後においても同様とする。
- (6) 乙は、WEB サイト等での消防団の魅力発信にかかる調整や取材、撮影に当たって使用料、出演料、謝礼等が発生した場合、その経費は契約金額に含まれるものとする。
- (7) 乙は、映像、音楽、図版等の使用に当たっては、その著作権、使用权、肖像権その他一切の権利関係について当該権利が帰属する者の許諾を得るものとする。